連載 はい6民です

Question 256

個人再生手続において、どのような事件で個人再生 委員が選任されているのか、再生債務者代理人とし て、個人再生事件を申し立てる際の留意点等につい て改めて教えてください。

Answer 256

1 はじめに

個人再生手続においては、利害関係人の申立て又は 職権で、個人再生委員が選任されることがあるとこ る (法223Ⅰ)、個人再生委員とは、再生債務者の 財産及び収入の状況の調査、再生債権の評価に関す る裁判所の補助、再生債務者が適正な再生計画案を 作成するための勧告をすることを職務とする補助機 関です(法223Ⅱ)。 裁判所がどのような事件につ き個人再生委員を選任するかは全国の裁判所ごとに 様々な運用がされていますが、当部においては、全 件につき個人再生委員を選任する方式を採らず、事 件ごとに選任の必要性を判断しています。個人再生 委員を選任するかどうかの判断基準(選任の理由) は、別表のとおりですが、最近、別表Cの理由により 個人再生委員を付すか、又は付すことを検討せざる を得ない事案が増えているところです[1]。これま で当部としても、「はい6民です お答えします」に おいて「個人再生事件の良い申立て・悪い申立て」 と題する記事を掲載するなど [2] 、個人再生事件を 申し立てる際の留意点を指摘してきましたが、上記 のような事案を分析すると、単なるケアレス・ミス や知識不足というよりも、再生手続のDIP型手続そ のものの意義や、再生債務者代理人に求められる基 本的姿勢や役割の理解に不十分な点があるように見 けられると同時に、裁判所側の事情としても、当部 における個人再生手続の審査の実態を広く周知して おらず、それが余り知られていない実態があるよう であり、申立時集中審査方式を採る当部の審査の実態を広く紹介して周知した方が良いのではないかと 思われたことから、本稿では、個人再生手続の特色 や当部の審査の実態等につき説明しつつ、再生債務 者代理人として個人再生事件を申し立てる際の留意 点を改めて指摘したいと思います。

2 個人再生手続の特色

個人再生手続には、次のような特色があります。

(1) 相当難解な手続であること

個人再生手続は、個人(自然人)を対象とする再生 手続であり、通常の民事再生手続(以下「通常再生 手続」といいます。)と比較すれば相当簡略化され た手続となっています。とはいえ、飽くまで通常再 生手続の特則であることから、個人再生手続を正し く理解するためには、通常再生手続を含む民事再生 法全般及び破産法の理解が不可欠となります。 ま た、条文を参照しようとしても、多数の読み替え規 定や除外規定の存在(例えば、法232 VI 及び 238)、あるいは一読了解困難な条文の存在(例え ば、法231 Ⅱ [3]) ゆえに、条文を引いても容易に 全体像を把握することができず、このことが個人再 生手続の理解をより一層困難にしています。 さら に、ペアローン型に代表される新しい形態の住宅ロ 一ンに係る住宅資金貸付条項の利用の可否の検討に みられるように、形式的な法文解釈では足りず、制 度趣旨や関係者の利害関係を十分斟酌した上で実質 的考察をして解決すべき問題もある上、再生債務者 代理人に必要なスキルとしても、住宅資金特別条項 を定める場合における金融機関との協議(再生規則 101) や、リース契約に関する弁済協定(別除権協 定)の締結[4]など、個人再生事件を申し立てる上

^[1] とはいえ、別表Cのみの理由により個人再生委員が付される事案はほとんどなく、多くは別表Aや別表D-fなどとの複合的理由により個人再生委員が付されています。

^[2] 月刊大阪弁護士会「連載 はい6民ですお答えします」Vol.240-1、2

^{- - - [3]} 同条がいう個人再生手続の利用要件及び最低弁済額につき、条文構造を踏まえ丁寧に解説するものとして、「はい6民です お答えします 倒産

^[4] 最近では、太陽光発電など住宅の付帯設備に関するリース契約につき弁済協定(別除権協定)を締結せざるを得ない事案も増えています。なお、このとき時価を大幅に上回る価格で協定を締結することは公平誠実義務の観点から問題であり、相当低額になることもある時価での協定締結のためには相応の交渉力が必要になろうかと思われます。

^{わがはい} 吾輩は猫である。

吾輩は猫である。名前はまだ無い。

どこで生れたかとんと見当がつかぬ。何でも薄暗いじめじめした所でニャーニャー泣いていた事だけは記憶している。吾輩はここで始めて人間というものを見た。しかもあとで聞くとそれは書生という人間中で一番獰悪な種族であったそうだ。この書生というのは時々我々を捕えて煮て食うという話である。しかしその当時は何という考もなかったから別段恐しいとも思わなかった。ただ彼の掌に載せられて

スーと持ち上げられた時何だかフワフワした感じがあったばかりである。掌の上で少し落ちつい書生の顔を見たのがいわゆる人間というものの見始であるう。この時妙なものだと思った感じが今でも残っている。第一毛をもって装飾されべきはずの顔があるつるしてまるで薬缶だ。その後猫にもだいぶ逢ったがこんな片輪には一度も出会わした事がない。のみならず顔の真中があまりに突起している。そうもでその穴の中から時々ぷうぷうと煙を吹く。どこで咽せぽくて実に弱った。これが人間の飲む煙草というものである事はようやくこの頃知った。

CSS Multi-column Layout Module Level 1

W3C Working Draft, 12 February 2021

抄録

本仕様書は、Web 用スタイルシート言語である CSS における複数カラムレイアウトについて規定する。本仕様で規定されている機能を利用して、コンテンツを複数の列の間に隙間やルールを設けて流すことができる。

CSSは、構造化された文書(HTMLやXMLなど)の 画面や紙面などでの描画を記述するための言語であ る。

この文書のステータス

このセクションでは、この文書の発行時の状態を説明します。他の文書がこの文書に取って代わることがある。現在のW3C出版物及びこの技術報告書の最新改訂版のリストは、https://www.w3.org/TR/のW3C技術報告書インデックスに掲載されている。

この文書は、CSS作業部会が作業草案として発行したものである。ワーキングドラフトとして出版されたことは、W3C メンバーシップによる承認を意味するものではない。

この文書は草案であり、いつでも他の文書に更新されたり、置き換えられたり、廃止されたりする可能性がある。この文書を作業中以外のものとして引用することは不適切です。

以下のように、タイトルに仕様コード "css-multicol" を含めて GitHub に課題を提出することでフィードバックを送ってください (推奨)。"[css-multicol] ...コメントの要約...." のようにしてください。すべての問題とコメントはアーカイブされま

す。また、(アーカイブされた)公開メーリングリスト www-style@w3.org にフィードバックを送ることもできます。

この文書は、2020年9月15日のW3Cプロセス文書 に準拠する。

この文書は、W3C特許ポリシーの下で運営されているグループによって作成された。W3Cは、グループの成果物に関連して行われた特許開示の公開リストを維持している。本質的クレームを含むと考えられる特許を実際に知っている個人は、W3C特許ポリシーの第6項に従って情報を開示しなければならない。

1. 序章

(このセクションは規範ではありません)。

このモジュールでは、CSSにおける複数列レイアウトについて説明する。このドキュメントで説明する機能を使用することで、スタイルシートは、要素の内容を複数の列にレイアウトすることを宣言することができます。

CSS の他のレイアウト方法は、親要素に適用されると、直接の子要素の表示プロパティを変更する。例えば、3列のグリッド・レイアウトが作成された場合、グリッド・コンテナの直接の子要素はグリッド・アイテムとなり、必要に応じて追加の行が作成され、セルごとに1つの要素がカラム・トラックに配置されます。

しかし、マルチカラムコンテナの子要素は通常のフローを継続し、そのフローは複数のカラムに配置されます。これらの列は柔軟なインラインサイズを持っているため、表示される列のサイズや数を変更することで利用可能なスペースに対応します。

複数カラムのレイアウトは、CSSで記述するのは簡単です。以下に簡単な例を示します。

• 例1

body { column-width: 12em }

正確なカラム数は利用可能なスペースに依存します。

カラム数はスタイルシートで明示的に設定すること もできます。

• 例2

```
body { column-count: 2 }
```

この場合、カラムの数は固定で、カラムの 幅は利用可能な幅に応じて変化します。

短縮型のcolumnsプロパティを使用して、1つの宣言でどちらか、または両方のプロパティを設定することができます。

• 例3 これらの例では、カラムの数、カラムの幅、 および数と幅の両方がそれぞれ設定されていま す。

```
body { columns: 2 }
body { columns: 12em }
body { columns: 2 12em }
```

このモジュールで導入されたもう一つのプロパティ 群は、カラム間のギャップとルールを記述します。

• 例4

```
body {
  column-gap: 1em;
  column-rule: thin solid black;
}
```

上の例の最初の宣言では、隣接する2つの列の間のギャップを1emに設定しています。列の隙間はパディング領域に似ています。隙間の中央には、column-ruleプロパティによって記述されるルールがあります。

column-ruleプロパティの値は、CSSのborderプロパティの値と似ています。border と同様に、column-rule は短縮プロパティです。

 例5 この例では、上記の例の短縮型のcolumnrule宣言を展開しています。

```
body {
   column-gap: 1em;
   column-rule-width: thin;
   column-rule-style: solid;
   column-rule-color: black;
}
```

column-fillとcolumn-spanプロパティは、スタイルシートに複数列レイアウトの視覚的表現の幅を与えます。

• 例6 この例では、列はバランスがとれている、つまりほぼ同じ長さになるように設定されています。また、h2 要素はすべての列にまたがるように設定されています。

```
div { column-fill: balance }
h2 { column-span: all }
```

この仕様では、10個の新しいプロパティを導入していますが、そのすべてが上記の例で使用されています。

すべての列プロパティが初期値を持つ場合、要素のレイアウトは、1つの列だけを持つ複数列レイアウトと同じになります。

• 例7 列の隙間(斜めのハッチング)と列の規則は、パディング(十字のハッチング)を持つ複数列コンテナのこのサンプルのレンダリングで示されています。ハッチングされた部分は、説明のためだけに存在しています。実際の実装では、これらの領域は背景によって決定されます。2番目の画像は、列規則を持つ複数列コンテナのレンダリングを示しています。